

事業概略書

事業名	知的障害及び発達障害のある人のための福祉用具の制度の在り方に関する調査
事業目的	我々は、平成20年度に「知的障害、精神障害及び発達障害者のための日常生活用具の利用調査」及び21年度に「知的障害者及び発達障害者のための福祉用具の開発及び活用に関する調査研究」を実施し、千葉県等における保護者やメーカーの実態と課題を明かにした。今回の調査では、これまでの知見をもとに全国の市町村調査を実施するとともに、使用への影響が大きいと考えられる教員の実態と、実際に当事者の実態を明らかにすることにより、新たな総合福祉法の議論のための基礎資料を提供し、知的障害及び発達障害のある人のための福祉用具の制度の在り方の検討に資することを目的とした。
事業概要	<p>全国の市町村調査の結果から、次のことがわかった。</p> <p>① 「頭部保護帽」、「火災報知機」といった障害者自立支援法施行以前から対象とされてきたものは多数の市町村で対象とされているものの、コミュニケーション支援や、時間の認識支援、文章の読取り支援、環境調整のためのパーテーションなど知的障害及び発達障害のある人に特有の支援機器を給付対象としている市区町村が極めて少ない。その原因として給付品目を検討する際に、判断材料が乏しいことが大きな要因となっている。</p> <p>② 今後の日常生活用具給付事業では、「国等の日常生活用具の品目の支給基準に関するガイドラインの策定」及び「ユーザーや学校教員、施設職員、医療関係者等への情報提供や理解啓発の充実」を必要とし、「日常生活用具給付等事業」の「補装具費支給制度」への統合を支持している。</p> <p>③ 「日常生活用具給付等事業へのレンタル制度の導入」や「用具の試用期間の措置」なども一定数の市町村が支持している。</p>
事業実施結果及び効果	<p>知的障害及び発達障害のある人のための福祉用具について、1)現在の日常生活用具の給付実態と課題を整理するとともに、2)導入する際の課題とされている福祉用具のフィッティングやアフターフォローなどの専門家の関わり方や、3)それらへの学校や療育機関の関わり方を明らかにした。</p> <p>また、今回の全国の市町村調査等によって、知的障害及び発達障害のある人のための福祉用具の制度の在り方に関する貴重なデータとして、新たな総合福祉法の議論のための基礎資料を提供することが期待される。</p>
事業主体	<p>〒277-0813 千葉県柏市大室1303-3 特定非営利活動法人 自閉症サポートセンター TEL : 04-7105-7299 E-MAIL : js-center@jcom.home.ne.jp</p>